北海道全国がん登録届出診療所指定要領

（趣旨）

第１条　この要領は、がん登録等の推進に関する法律（平成２５年法律第１１１号。以下「法」という。）第６条第２項及び同法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１３７号）第１４条の規定に基づき、知事が全国がん登録に係る届出対象情報の届出を行う診療所を指定するための手続きを定める。

（対象施設）

第２条　対象となる診療所は、原発性のがんについて初回の診断を行うことが見込まれる道内に所在する診療所のうち、法第６条第２項の指定を希望する診療所とする。

（指定申請）

第３条　指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録届出診療所指定申請書（様式１）」を北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（以下「地域保健課」という。）に提出する。

２　知事は、指定申請書を受理した場合は、法第６条第２項の規定による診療所として指定を行う。

（指定申請期限）

第４条　指定申請期限は、各年９月末日とする。

（指定期日）

第５条　指定は申請があった日が属する年の翌年１月１日付けでまとめて行い、年途中の指定は行わない。

（指定期間）

第６条　指定期間は定めないものとし、指定を受けた診療所（以下「指定診療所」という。）の辞退又は知事による指定の取消が行われるまでの間、当該指定の効果は継続する。

（申請内容の変更）

第７条　指定診療所は、当該指定に係る申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録届出診療所指定変更届（様式２）」を速やかに地域保健課に提出するものとする。

（指定の辞退）

第８条　指定診療所は、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録届出診療所指定辞退届（様式３）」を地域保健課に提出する。

（指定の取り消し）

第９条　知事は、指定診療所の管理者が法第６条第１項の規定に違反したとき、又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認められるときは、その指定を取り消すことができる。

（届出対象）
第１０条　指定診療所における法第６条第１項の規定に基づく届出の対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

（指定を受けていない診療所からの届出の取扱い）
第１１条　知事は、指定を受けていない診療所からの、法第６条第１項に掲げるがんに関する情報の届出は受理しない。

（台帳管理）
第１２条　知事は、指定した診療所について、「全国がん登録届出診療所指定台帳（様式４）」に登載する。

附則

１　この要領は、令和４年（2022 年）３月 16 日から施行する。

２　この要領による施行前に、平成 27 年 10 月６日付け地保第 2382 号通知「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について」」に基づく申請により、知事の指定をうけたものは、この要領に基づく知事の指定があったものとみなす。